

# 九十九里ホームヘルパーステーション訪問型サービス運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する九十九里ホームヘルパーステーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 九十九里ホームヘルパーステーション
- 2 所在地 千葉県匝瑳市飯倉97-1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 2名(常勤)  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

- 4 事務職員 1名(常勤兼務)

必要な事務を行う。

### 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時00分から午後5時00分
- 3 サービス提供時間 午前8時00分から午後6時30分
- 4 電話等による連絡可能時間 午前8時00分から午後5時00分

### 第4章 訪問介護事業の内容及び利用料等

(訪問介護事業の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- 1 身体介護
  - 2 生活援助
  - 3 通院等乗降介助
- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 1 事業所から概ね20km未満 500円
  - 2 事業所から概ね20km以上 1km超えるごとに50円加算
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

### 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、匝瑳市、香取市(旧山田町・旧小見川町)、山武郡横芝光町、香取郡多古町、旭市(旧干潟町)の区域とする。

### 第6章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急

事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## 第7章 その他運営についての留意事項

(その他運営についての留意事項)

第9条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用1ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回以上
- 2 すべての介護従事者(介護福祉士、介護保険法第8条第2項で定める者等の資格を有する者その他それに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする
- 3 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、よりよいサービス提供のため、サービス提供者会議等において、個人情報の提供を必要とする場合は、予め文書により了解を得るものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人九十九里ホームと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第10条 提供した訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(衛生管理等)

第12条 設備等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生又は食中毒については、まん延しないように必要な措置を講じる。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知

徹底する。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために研修及び感染症のみ訓練を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束等を行う際の手続き)

第 13 条 「緊急やむを得ない場合」の対応とは、「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。

- 1 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、全体としての判断が行われるように、「身体拘束廃止委員会」において事前に手続きを定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。
- 2 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。その際には、管理者、その他現場の責任者から説明を行う等、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。  
仮に、事前に身体拘束について全体としての考え方を利用者や家族に説明してある場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 4 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のため指針を整備する。
- 5 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する態勢を整備する。
- 6 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 7 措置を適切に実施するための担当者の設置。

(ハラスメント)

第 14 条 当事業所の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

当施設の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でとる行為またそれ

SNS 等に掲載すること。  
ハラスメントなどの行為により健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

## 第 8 章 非常災害対策

### (業務継続計画)

第 15 条 感染症や非常災害の発生において、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため非常時の対策で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、周知徹底を図るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画を行うものとする。

### (非常災害対策)

第 16 条 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、消火設備その他の非常開催に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性を踏まえ、入所者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定する。

2 前項の計画に基づき、非常災害時の関係への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者に周知する。

3 非常災害に備えるため、避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を年 3 回以上実施する。

4 第 1 項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

## 第 9 章 虐待防止に向けた体制等

第 17 条 利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者の周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 附則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成15年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成16年10月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 2月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成 21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月12日より施行する。

この規程は、平成29年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和2年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 11月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。